

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則  
民生委員法施行細則の一部を改正する規則  
保険医療機関等の指定
- ◇ 告 示 土地改良区の役員の退任  
土地改良区の定款の変更の認可(三件)  
土地改良事業の認可申請の適否の決定
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年一月十日

### 鳥取県規則第一号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 第十八条の表中

鳥取県民生委員審査会	民生委員法(昭和二十三年法 十一条第二項の規定による知 対する意見の答申に関する事
鳥取県社会福祉審議会	社会福祉事業法(昭和二十六 定による社会福祉に関する事 の調査審議及び関係行政機関

律第九十八号)第五条第二項及び第  
争の民生委員の推薦及び解囑の具申に  
務の  
年法律第四十五号)第六条第二項の規  
項(児童福祉に関する事項を除く。)  
に対する意見の具申に関する事務

厚生援護課

を

鳥取県社会福祉

審議会  
社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第六条第二項の規  
定による社会福祉に関する事項(児童福祉に関する事項を除く。)  
の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務

厚生援護課

に、

鳥取県医療機関整備審議会	医療法(昭和二十三年法律第 による医療機関の整備に関す
鳥取県公的医療機関運営審議会	医療法第三十六条第一項の規 る重要事項の調査審議に関す

二百五号)第三十二条第二項の規定  
る重要事項の調査審議に関する事務  
定による公的医療機関の運営に関す  
る事務

医務課

を

鳥取県医療機関整備  
議会

審  
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十二条第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務

医 務

課  
に、

鳥取県公害対策審議会	公害対策基本法（昭和四十二年の規定による公害対策に関する
鳥取県水質審議会	水質汚濁防止法（昭和四十五年及び第三項の規定による公共用事項についての調査審議及び意

法律第百三十二号）第二十九条第一項  
基本的事項の調査審議等に関する事務  
法律第百三十八号）第二十一条第二項  
水域の水質の汚濁の防止に関する重要  
見の具申に関する事務

環境保全課

を

鳥取県公害対策審

議会

公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二十九条第一項の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務

環境保全課

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

民生委員法施行細則の一部を改正する規則

民生委員法施行細則（昭和二十九年八月鳥取県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

附 則

この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福永医院	六 気高郡青谷町大字青谷四三〇	昭和六十年十二月二十九日
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町一三五―三	昭和六十一年一月一日
吉田医院	鳥取市瓦町五〇三	"
中西医院	境港市上道町七二三―一	"
今田齒科医院	鳥取市吉方温泉三丁目一六八	"
海賀齒科診療所	西伯郡大山町国信字笠原五三九―一五	"
田本齒科医院	米子市万能町九	"
Aコープ鳥取薬局コーナーイヌイ	鳥取市吉方温泉四丁目六〇三	昭和六十一年一月五日
吹野小児科医院	米子市米原五七一―二	昭和六十年十二月二十三日

**鳥取県告示第十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所  
理事 吉木重夫 西伯郡大山町佐摩二四一  
昭和六十一年十二月十九日退任

**鳥取県告示第十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、郡家土地改良区の定款の変更を昭和六十一年十二月二十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を昭和六十一年一月七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十日

鳥取県告示第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市石州府土地改良区の定款の変更を昭和六十一年一月七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十四号

江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業員田（下）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和六十一年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和六十一年一月十四日（火）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 昭和六十一年度明るい選挙推進運動要領について

2 鳥取県青年問題研究会について